

検査普及週間中に検査体制を
①強化した自治体(70)と②強化していない自治体(58)

〈検査件数〉

- ① 2,028件 (前年同時期 825件) → 約2.5倍
- ② 1,788件 (前年同時期 1,222件) → 約1.5倍

〈相談件数〉

- ① 1,250件 (前年同時期 747件) → 約1.7倍
- ② 1,652件 (前年同時期 1,241件) → 約1.3倍

※6/1～6/7のみの実績
※「相談件数」は前年同時期を「不明」として報告した自治体を含む

指針に基づく施策展開

普及啓発及び教育

- 【国が中心となる施策(一般的な普及啓発)】
 - ・ HIV/AIDSに関する基本的な知識・正しい認識の浸透
 - ・ 複数検査手段の周知、普及啓発手法マニュアル作成
 - 【地方自治体を中心とする施策(特別集落に対する普及啓発)】
 - ・ 青少年、慢性薬者への対応
 - ・ 青少年エイズ対策事業(同性薬者等若者防衛事業)

検査相談体制の充実

- 【国が中心となる施策(検査相談に関する情報提供)】
 - ・ HIV検査普及週間(毎年6/1～7)の開催
 - ・ 検査開始に伴う情報提供体制の整備
 - ・ 検査手法の周知、検査相談手法マニュアル作成
 - 【地方自治体を中心とする施策(検査・相談体制の充実強化)】
 - ・ 匿名性の高い検査体制の構築(即日受付・休日・出張検査等)
 - ・ 年間検査計画の策定と検査相談の実施

医療提供体制の再構築

- 【国が中心となる施策(新たな手法の開発)】
 - ・ 外ネガーム検査の開発
 - ・ 臨床検査のあり方の検討(エイズ医療提供診療連携モデル事業の推進)
 - 【地方自治体を中心とする施策(都道府県内における総合的な診療体制の確保)】
 - ・ 市県単位医師の常備を前例とした都道府県内における診療体制の確保
 - ・ 診療連携会の設置等による各関係機関の連携強化

Fin.